

施設基準

【医療DX推進について】

- ・当院はオンライン資格確認により取得した診療情報を診察室で閲覧・活用できる体制を整えています。
- ・電子処方箋および診療情報共有サービスの導入により、質の高い診療を実施するための十分な情報を取得・活用し、診療DX推進の体制に関する事項及び質の高い診療を実施するための十分な情報を取得し、及び活用して診療を行っています。

【明細書について】

- ・当院は療担規則に則り明細書を無償で交付しています。
- ・自己負担のある患者様には診療報酬明細書、領収書を交付しています。
- ・明細書の発行を希望しない患者様は、会計の際にお申し出ください。

【一般名での処方について】

- ・後発医薬品がある薬剤については患者様へご説明の上、商品名ではなく一般名処方（有効成分の名称での処方）を行う場合があります。
- ・これにより、特定の医薬品の供給が不足した場合であっても、患者様に必要な医薬品が提供しやすくなります。
- ・薬剤の一般的な名称を記載する処方箋を交付する場合には、医薬品の供給状況等を踏まえつつ、一般名処方の趣旨を患者に十分に説明します

【院内トリアージ実施料】

院内トリアージの実施基準は下記の通りです。

- ・受診された患者さんに3日以内の熱発の有無、インフルエンザ及びコロナウイルス感染者との接触の有無を確認し、まず院外での問診票記入をお願いしています。
- ・問診票により新型コロナウイルス感染症の可能性の有無を確認します。
- ・新型コロナウイルスの可能性が高いと判断された場合、渡航者・接触者外来への受診調整を行います。
- ・診察時には感染予防策として、サーボカルマスク・ゴーグルを装着して診察を行うことがあります。
- ・新型コロナウイルス感染症の可能性は低いが点滴などの処置が必要な場合、できるだけ一般患者さんとの動線が重ならないように注意して処置を行います。
- ・診察後は、診察室の換気と消毒を行います。